



●発行：宗教者9条の会・大分 ●〒879-5102 由布市湯布院町川上 3561 見成寺 TEL 0977-84-2257 FAX 0977-84-5203

高橋哲哉さんの講演メモ No.2

『私たちは望みを棄てない』

5月13日

靖国神社問題の中核となる天皇の参拝について、歴史的にこれを見てみますと、資料に、1942年12月号の『同盟グラフ』というものが有ります。同盟グラフは、時事通信などの先駆けとなるものですが、パールハーバーから1周年ということ、靖国神社の秋の臨時大祭が行われました。臨時大祭は新たな英霊を合祀する祭り、その時には天皇皇后は必ず参拝するということになっていきます。写真を見ますと鳥居のところにお召し車があり、沢山の人びとがそれを迎えています。この時に合祀

された一万五千二十一柱の遺族の人びとです。全国から国の費用で招かれ臨時大祭に参詣をする。そこには首相の東條英機など政界、陸海軍の重鎮も参列し挨拶をしています。正座をして手を合わせている参列者は圧倒的に若い女性が多い。夫が戦死して今靖国に祀られたという靖国の妻たちです。

今私たちが憲法改訂を阻止しようとするときに大切なのは、世論に訴えると言うことが最も大切なこととなります。自民党がいま憲法を改正したところ、直ちに戦争になるわけではない

日本国憲法 第9条

無宗教という名の国教
解放という名の侵略
それは一つの原理主義

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

から、そう騒ぎ立てることもないだろうという人もいます。今すでに国際貢献と言う名の下に自衛隊がイラクに派遣されています。その状況の中で自衛隊の活動を円滑にするために9条の改正が必要だという人も少なからず存在するのだろうとも思います。

一昨年発表された自民党の『草案』などを見ますと、改正されても直ちに戦争を始めるわけではないという考えの人をターゲットにしています。今日会場に置かせてもらっている本の題名は『憲法が変わっても戦争にならない』というものです。そういう風に思っている人に、9条が変われば間違いなく戦争への道を開くことになるのだ、ということの意見を紹介する形で一冊の本にしたものです。何故そういうことになるのかというのを簡単に確認しておきますと、資料の1ページに朝日新聞と毎日新聞の記事がありま

す。朝日は「骨子」毎日「ポイント」ということで要点がまとめられています。これらのことについてマスコミなどでは改正という言葉で憲法改定の問題が報道されていますが、自民党は『新憲法草案』ということ、憲法を丸ごと変える事を考えています。憲法の基本原則を変えずに9条を変更するというものではなく、現行憲法の九十六条に「改正の手続き」という条項がありますので、それにその形で改正という言葉を使っているわけです。いずれにしても何とんでも9条を変えたいというものです。9条は2項からなっています。1項は、「国権の発動としての戦争、武力による威嚇または武力の行使を認めない。国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」という「戦争放棄」の条文で、自民党の案はこれを維持すると言っています。戦争放棄を維持するのであれば戦争にはならないのではないかと捉えたとすればそれは誤りであります。自民党の案は1項をそのまま残し2項を削除して、自

衛隊を軍隊として正式に認知することを明記するというものです。そしてその軍の仕事は「我が国の平和と独立を守る」こと。2番目に「国際平和を維持するための国際協調活動」という名目が挙げられています。朝日の見出しは「集団的自衛権可能に」というように書かれています。集団的自衛権について、これまでの政府の解釈は「保有するけど行使できない」という解釈をしていました。そしてこの解釈を変えるべきかを考える有識者懇談会を作りました。懇談会のメンバーを見てみますとこれまでも集団的自衛権の行使は可能だという意見を主張している人たちです。始めに結論ありきの懇談会です。新憲法草案との関係であれば、憲法が改正されたとしても時間がかかる。それ以前に制度の解釈を変更する必要があると考え、有識者の判断を待つという形を取ったわけです。解釈論でありますから、その結論に従って変更したといえればそれで通ってしまいま

安倍総理の靖国参拝についても、参拝の代わりに「真榊^{まき}」を奉納しました。真榊の奉納は控えめな行為だというのはとんでもない話です。春の例大祭に真榊を奉納するというのは極めて宗教的な行為です。それだけでなく今年の正月に伊勢神宮と明治神宮に参拝しこれまでの首相とは違いますよという参拝の在り方をとったわけです。伊勢・明治・靖国は国家神道そのものですから、靖国に8月15日に一度だけ行くのと比べて安倍さんの方が罪が軽いということにはなりません。

※ 靖国の非宗教論を

小泉首相の靖国参拝、それを引き継ぐ安倍総理の新たな参拝の形式。そういう状況の中で「宗教の自由」に関わる改定案が浮上しています。現憲法20条では国とその機関が宗教的活動をすることを禁止しています。条文には「国およびその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とあります。

そのことを巡り、いくつもの裁判が起こり、憲法判断に踏み込んだ判決「違憲判決」が幾つも出ていることはご承知のことかと思いますが、それは困るということでは憲法を変えてしまおうというのが自民党の草案内容です。ここでも原則自体を変えるのは難しいので「政教分離の原則」は残し、例外を設けて国の関与を認めるといやり方です。「社会的儀礼または習俗的儀礼に当たるものはそれを容認する」というもので、首相の参拝を合憲化するものであります。靖国の公式参拝などを定着させれば天皇の参拝の道も開かれるというものです。9条を改訂し20条を扱うことで、もう一度靖国神社の復権させる。9条の改訂が行われた後の日本の支えに靖国神社を使うというのがねらいだと言えます。さらに、資料の3ページは、昨年の夏、小泉首相の靖国参拝が大変な議論になつていたときに、麻生太郎外相が一つの案を発表しました。朝日新聞06年8月8日の記事です。見出しは「靖国

神社の非宗教法人化こそ解決の道」とありますように、麻生さんの発言は「靖国神社が民間の宗教団体であることが問題の根元である」「本来国に殉じた人は国が祀るといのが本来で、それを民間に任せただけにこのような問題が起きています」と。しかし、国が神社側に返上を求めれば政治問題になる。だから神社側が自ら返上する、任意解散して特殊法人化する。そのうち「国立追悼施設靖国神社」とするということです。靖国神社の国営化というのは1960年代にもくろまれたもので、69年に「靖国神社国営法案」というものが出され、それ以来5年間、継続審議を繰り返しましたが、反対の意見が強く74年に廃案となり実現しませんでした。9条の改訂に向かつて、30年ぶりに麻生外相から国営化の話が持ち出され「猶予の出来ない問題」として提起されました。私見として述べられているものですが「ここまで整えて初めて、晴れて天皇陛下を靖国へお招きできる。英霊は、安堵の息

をつくことができる」と結ばれています。

※ 国際貢献と集団的自衛権

憲法9条の改定については、90年代の初めからアメリカの強い要請があります。自衛隊の強い足かせになつている9条は改訂すべきだということ。ちなみに集団的自衛権を行使するということはどういう事なのか、ご存じでしょうか。集団自衛権というのは同盟関係にある国の作戦に参加する事が出来るということです。例えば9・11の背後にタリバン政権がある。その政権を倒すために攻撃をする。その時に日本も自衛のために参加するということになるわけです。アメリカが攻撃されたときに日本もそれに加わるということはどうも怖いことなのですが、集団的自衛権が認められればそういうことになつてきます。9条が改訂されたときの軍隊の役割が3つ挙げられています。第一がこれまでと同じような自衛のための活動。次が先ほど申

し上げたような集団的自衛権にもとづく国際的な活動。三番目は、緊急事態の公の秩序維持のための活動ということが挙げられています。例えばサリン事件のようなものが起こったとき、軍隊が警察と活動を連携するというものですね。要するに治安維持のための軍隊の出動が挙げられています。かつての戒厳令みたいなものが予測されるわけですね。この3つの役割は明らかに武力の行使、軍事力の威圧ということがなければ実現しない事柄であります。第1項の戦争放棄ということに騙されてそれを認めればこういう事が起こるわけです。1項に書かれている「武力の行使を永久に放棄する」ということが本当に守られるのであれば、それで良いのでしょうか、2項が変更されることで、戦闘行為も国際貢献であり自衛のための活動であるがゆえに「戦争ではない」という論理が浮上する可能性が充分にあると言えます。

先日、久間防衛庁長官が国会で、アメリカの戦争という

ものを支える役割について発言しましたが、「戦争」という言葉を訂正しました。アメリカのテロとの戦いを支援しているのだと。テロとの戦いという言葉で戦争という言葉は避けています。こういう事はこれまでもありましたがこれからもあると言えましょう。

※ 沖繩には9条は来なかった

9条を変えようとする人びとはこれまでにも、自衛隊法を営々と改正してきました。9・11以降、イラク特措法を制定したり、防衛庁を省に格上げしたり、あるいは国民保護法などの有事法制を制定したりしてきました。その仕上げとして9条の改訂です。特措法などで軍事力の拡大をおこなってきたも限界がある。何故かということこの国には平和憲法という厳しい規定がある。平和ということも厳しい眼で見れば問題は沢山あるのですが、朝鮮戦争やベトナム戦争に直接関わることはありませんでした。それ

でも基地、特に沖繩という基地の問題で考えると、沖繩には憲法9条は適応されなかった。沖繩は戦後長い間アメリカの支配下にあり、72年の復帰で日本国憲法の中に入った後、以前として0.5パーセントの土地に、在日米軍の75パーセントが集中しているという現実があり、基地があるゆえのさまざまな被害が起きて

いるわけですね。憲法9条があったから「一人の戦死者もだしていかない」ということは

その通りなのですが、だからといって日本は憲法9条にふさわしい国であったかという点、そこは沖繩の現状を踏まえ厳しく見ていかないといいないと思います。その意味では9条を護るといふより、9条を実現していく運動をしていかなければならないと思います。

※ 戦争に耐えられる

国民意識を作る

カッコ付きであれ、60年間平和憲法の下で「平和に慣れてきた国民」。為政者はその

ように考え、一旦戦争という事態になり、戦死者がでたときに国民がどういう反応をするのかを考えています。久間防衛庁長官は「国民の1人が犠牲になり99人が助かる」といふとき、1人の犠牲はやむを得ない」という発言をしています。防衛庁の責任者として無視できない発言です。99人が助かるためには1人の犠牲はやむを得ないといふのは、大変なことですね。120万人を超える犠牲者が出てもその他の人が守られればその方がいいということになります。1パーセントというけれども

そういうことが言えるのでしょうか。おそらくその1パーセントの中に自分と考えるところではないのでしょうか。国民の犠牲の下に自分を守るうという姿勢だと思えます。そういう姿勢ですから9条を変えようとするとき日本国民はどこまでの犠牲なら耐えられるのかということを考えています。自国の兵士の犠牲が何人までなら国民は耐えられるのか、アメリカもイラク戦争の犠牲者が増え続けていま

す。どこまで戦争を続けられるかは国民の支持がそれを決定することになります。日本の場合も「そんなことなら止めた方がよい」ということが出てきますと困るわけですね。そこで9条が改訂される前に国民の意識をそれに耐えられるように作っておきたいと考えるのです。1パーセントの犠牲なら構わない、すすんでそれに協力するという国民の意識を作り出しておく必要があると考えているのだと思います。その為に必要な仕組みを作っておく。私はその仕組みの一つが靖国で、もう一つが愛国心の教育だと思えます。何れも戦争に関わる国民の意識を作っていくための要になります。

申し上げるまでもなく日本国憲法は1945年の敗戦によって新たに定められたものです。その理由は戦争でアメリカや中国に負けたからというのではなく、明治維新によって近代国家を作ろうとしたシステムが崩壊したということにあります。敗戦に至るまでの国民統合の最も大きなシ

스템が崩壊したということ

STEMが天皇であり、靖国であつたと思います。明治新政府は維新の後直ぐに国軍、軍隊を作りました。その最高責任者は天皇でありますから、皇軍」と呼びました。政府は天皇の軍隊・皇軍を効果的に動かすために、それを支えるシステムとしての靖国神社を整備し、戦死した人を靖国の神として丁重に迎える。そのことによって兵士の士気を高め、国民を納得させるというものです。

1939年の『主婦の友』のコピーをお渡ししています。子供が戦死した母親、あるいはその妻たちに伝えられるメッセージがここにありません。「靖国神社の英霊となつて、天皇陛下の御拝をかたじけなくするほど、日本国民としての榮譽があるか。これというのも、愛する祖国のためにいのちを捧げ尽くしたお陰である。／愛するものために命を捨てるほど大きい愛はない／ほんとうに人間としてこれほどい尊い愛の行為があるんだらうか。」というも

のであります。先ほどごらんになった写真には「靖国の母」と呼ばれる人たちが礼服を着て正座したままうつむき加減に手を合わせています。何に手を合わせているかという、儀仗をとまなう天皇の車が目の前を通る、その行列に手を合わせて、感涙の涙を流している写真です。息子や夫が死んだばかりのその時に、歎きの涙を浮かべるといふのはどういふことなのか、ここに天皇の参拝の意味があります。息子や夫の死は悲しいはずなのですが、靖国に祀られたというのには悲しむべき事ではなくて名譽の死だ、胸を張って喜ぶべきもので誇りに思うべき事なのだ、というのが靖国の物語です。そしてまさにその証拠が、目の前で天皇陛下が息子のために、夫のために参拝に来て下さっているではないかというものです。なんとという有り難いことか、もつたないことかと電気に打たれたように手を合わせているわけです。辛いという感情が根づから失せて、晴れ晴

れとしてきた。悲しみにむせんでいた母親が「我が子でかした」と変わってしまう。これは「感情の錬金術」です。悲しい、辛いということであれば二度とこのようなことは嫌だということになり、戦争批判に繋がる可能性も持っています。だから戦争の傷みや悲しみをそのまましておくことは為政者にとつては危険なことなのです。何で息子がこういふ事になったのかという感情のままでは反戦の動きに繋がりがかねない。そこで靖国のトリックが必要となるわけです。しかし、今の人には天皇の参拝にそれ程の効果は無いといいますが、皇室の報道は常に注目され、メディアは盛んにそのことを取り上げます。そして今でも天皇の戦争責任論はタブーです。もしも9条が改訂され、戦争が始まり、戦死者がでてテレビで靖国に合祀された新たな英霊に天皇が参拝するという映像が流されたとするとどうでしょう。異論を唱えることは非常に難しいことになります。

少なくとも多くの国民がそれに感動するという感情を持ち続けているのだと思います。靖国のシナリオには幾つもの提案があります。今のまま総理が参拝を続けるというやり方、海外の要人が参拝できる新しい追悼施設の建設、先ほどから申しています麻生外相のいふような靖国の国営化などが挙げられています。国営化が一番危険だと思えます。祖国を愛するゆえに死を選ぶ、その死を最高の誉れとし、それを国が護る。そういう愛こそが真の人間の在り方だという、まさに改訂教育基本法はそうなっているのです。それに騙されないようにしなければいけないと思えます。

国民の意識を作り出す、われわれの意識そのものが変えられていくのだということ、そのために靖国神社を国営化し、天皇参拝を実現し愛国心を徹底していこうということであり、21世紀の今、もう一度その三つのものを復活させようというものです。勿論19世紀と21世紀の状況は違いますが、三点セットに私たちは騙されたい。私はここに望みがあると思えます。19世紀の時は主権者は天皇でありました。国民に責任はないとは言えませんが、先ず天皇であり、時の為政者にその責任があつたと言えます。しかし今は主権者は国民であります。主権者である私たちの責任は逃れられません。同じ過ちを犯さないために私たちはそれを阻止していく。これが私たちの今の責任であると思えます。

高橋哲哉（たかはしてつや）
東京大学大学院総合文化研究科
教授・哲学者。現代世界の様々な問題について、深く鋭い思索と問題提起を行っている。

原理主義とは何か

日本アライアンス教団 大分キリスト教会副牧師 永井一匡

いくつかの文献を紹介し、意見交換の材料としていただいた。その内容を二回に分けて報告する。

紹介した文献：

『原理主義とは何か』小川忠、講談社現代新書、2003年

『原理主義から世界の動きが見える』小原克博、中田考、手島勲矢、PHP新書、2006年

『テロと救済の原理主義』小川忠、新潮選書、2007年

『原理主義とは何か』：(第一章)原理主義の比較概念化として、シカゴ大学「原理主義」研究プロジェクトを紹介。

キリスト教、ユダヤ教、イスラム教、ヒンドウ教、シイク教、儒教の教義、世界観、社会状況、規模、教団の組織の類似点に着目。

原理主義の特質：原理主義は、新旧の要素が混じった混成的形態。宗教的伝統を守ると主張しつつも、それを新しい思想とイデオロギーによつ

立てる

組織の特徴：①選民思想
②組織のウチとソトの明確な区別
③カリスマ的指導者の存在
④厳格な規律、行動規範。

(第二章)米国原理主義誕生の背景：資本主義体制下の景気変動に伴う失業の増大が、未経験の先行き不明の不安感をもたらす。人々は、苦悩を自分が担う意味、救いを問い、明快な説明を欲していた。キリスト教保守派は、1910年、聖書無謬性五原理(①聖書無謬性②キリスト処女降誕③十字架の贖罪④キリストの肉体的復活⑤終末到来とキリストの再臨)を発表。その後、ナシヨナリズムと結びつき、政治との関係性を深め、攻撃的になっていく。敵と設定された他者に対する恐怖、反感、敵対意識が煽り立てられる。その後、リベラル派との論争で、神学の浅さが露呈し、一旦は、勢力を減退。しかし、二次大戦後、教育機関を設立し勢力を温存。テレビ伝道者が影響力

行使(近代化の利用)。強迫観念で敵への恐怖感と激しい憎悪をうみ、増幅させた。その上、二次大戦の惨劇は、人々に、リベラル派が描く人類の自己努力による神の国の実現という世界観に疑問を生じさせ、終末の危機感を与え、原理主義者の主張が支持された。その後、原理主義は息を吹き返し、政治への関与を強める。単純で、排他的で、近代をうまく利用する原理主義が、社会不安と政治に結びついた。

点となる。

しかし、政府は、政教一致政策は近代化に反すと、方針転換し、近代化を優先。また、教義を持たない神道に、国家統合の中核を担わせるのは困難と認識。神道を宗教と祭祀に分離し、祭祀の部分のみ国家が関与した。こうして国家神道は、神道を超えた超宗教と位置づけられ、近代的政策目的のために作られた。

シカゴ大プロジェクトは、日本のケースを、見えざる国教という、見えざるがゆえに無限定で恐るべき求心力を持った状況原理主義と呼んだ。

(第七章)原理主義と日本：日本文化の固有性を主張する文化論・固有論は危機の時代に台頭、日本ナシヨナリズムのエネルギ源。尊皇攘夷と国体がスローガンの後期水戸学は、始原を設定し、悪の蔓延は異端邪説の横行によると、現状を否定、無理解者への敵意を煽る。開国派に対し、天誅(テロ)を正当化する思想として猛威を振るう。そして、吉田松陰革命思想が、西洋近代の科学技術を積極的活用した日本原理主義の出发点となる。

(第八章)原理主義を超え
るために。：経済復興はテロを絶てるか。貧困拡大はテロの原因の一端。しかし、貧困のみでイスラム原理主義を説明できない。テロリストの多くは中産階級以上、高等教育を受けた若者。テロには外来文化を他者と断じ、それとの融合を拒否し、排除することによって自らの誇りを回復させる心理的メカニズムが機能

している。開発に資金を投入しても、傷ついた自尊心を回復させるための方策を講じなければ問題の根本的な解決にはならない。その中で、異教徒間の市民的結びつきは紛争抑止機能を持っている。宗教暴動には匿名性が高い。各国で市民社会を進展させ、市民間の国際相互理解のネットワークを増進していくことが肝要。米国、日本、世界が今なすべきことは、イスラム市民社会との双方の対話、相互理解。対話を通じて、自らが追求してきた近代化、開発の中に潜む「内なる暴力」非寛容性を認識すること。そうした認識に基づいて、国際的にも、地域的にも、国内的にも文化の多様性、異なる文化に対する寛容を育て、真の多文化共生を実現していくことが重要。

『原理主義から世界の動きが見える』…原理主義と平和主義は共存が可能である。ガンディーの非暴力運動も実は原理主義と考察。ガンディーはイギリスの支配を脱するために、近代そのものを超えていく新たな原理である「真理」「非暴力」を打ち立てた。

戦後日本が、憲法の「平和主義」によってつかみとる原理は、敵対ではなく、文明の共存・平和へと導く原理と主張。(続く)

『今を語ろう』連続談義

この学習会は、公開討論会の形を取りますので多数の参加者を募集し、自由な意見交換を求めます。

第四回 12月6日(木) 2時より

テーマ 「キリスト者と憲法9条」

コメンテーター 吉武二郎

会場 大分キリスト教会

大分市城崎町2-6-22

電話 097-532-4240

会費・カンパ どもありがとうございます。

佐々木正円 渡部睦夫 原高節 榎島隆俊 日野凡記
村上由香志 牧野建紀 西藤真 早島浩一 岩尾豊文
尼子芳淳 廣瀬邦照 河北一直 上野義典 藤音浄明
金山道玄 木内隆顕 帆足一洋 藤田宏紀 松井実世弘

宮崎わかこ(敬称略)

宗教者9条の会・大分 事務局

〒879-5102

由布市湯布院町川上 3561
見成寺

TEL 0977-84-2257

FAX 0977-84-5203

年会費 3,000円

郵便振替口座 01720-1-111731

年会費納入・カンパを
よろしくお願いします。

編集後記

■ひと月前の編集後記では、衣替えの時期ながらまだ暑いなあ、とぼやいていましたが、今朝はコートを着て子供を園に送りだしました。市内では、昨年よりひと月以上はやくインフルエンザの患者が出たそうです。皆様用心。

■高橋哲哉先生の記念講演録、後半部分が掲載されました。一号、間が空きましたので、かえって新鮮さを感じます。あらためて読み返しますと、「集団的自衛権」について、政府の見解は「保有すれども行使できない」、その根拠は憲法9条2項にあることの重要性を再確認しました。

また、私たちは、「9条を護る」ことを第一としていますが、先生は沖縄の歴史と現況に触れ、日本が9条にふさわしい国であるのか、問うています。さらに「9条を護るといふより、9条を実現していく運動をしていかななくてはならない」と警鐘を鳴らしています。

■ねじれ国会で、改憲の動きも沈静したかに見えましたが、小沢一郎等による「大連立」が浮上しました。小沢は「戦争の出来る小さな国」構想をもっていますが、彼はまた護憲派でもあります。私たちは、護憲派の旗印のもとに安住することなく、高橋先生の仰る「9条を実現していく運動」を模索していく時期にあるのではないのでしょうか。

■先月おこなわれました「連続座談 原理主義とは何か」のコメンテーター永井先生の論文を掲載しました。ご発題では、一時間に渡りアメリカを機軸とした原理主義の問題の全体図を俯瞰的にまた細部にわたり語られました。キリスト者として、アメリカのキリスト教原理主義は看過し得ぬものとしてあるのだなあ、とこの問題に対して当事者性を持ってないでいる自分のありようが逆に問われているようでもありました。

発題の全貌は、次号に掲載される予定です。お楽しみに。(E)